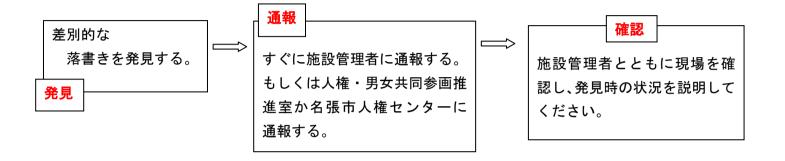
# 差別的な落書きを発見された「市民の皆さんへ」

差別的な落書きは、そのまま放置されれば見た人に差別意識を新たに植えつけたり、差別意識を 助長する恐れがあります。

このため、差別的な落書きを発見された場合には、次のような対応をお願いします。



## 差別的な落書きを発見された「施設管理者の方へ」

## 1. 確認・保存

発見者(通報者)とともに現場を確認し、落書きを人目に触れないようにし、保存をお願いします。

#### 例えば

- ・トイレ内部の場合などは、扉を閉め、「使用禁止」の表示をしてください。
- ・通路の壁など通行止めにできない場合は、表面を紙や板などで覆うような工夫 をしてください。
- 発見者が立ち会いできない場合は、連絡先、状況等を聞いておいてください。

## 2. 通報•連絡

速やかに名張市役所内 人権・男女共同参画推進室 (63-7909) もしくは名張市人権センター (63-0018) に通報・連絡をお願いします。

### 3. 記録

落書きの内容、現場の状況をできる限り正確、詳細に記録をお願いします。

- (カメラ、ビデオ等の活用もお願いします。)
- ①発見時の詳細、特徴(例えば 年月日、午前〇時〇分、当日祭りで人の出入り多し)
- ②発見者、通報者の連絡先等
- ③発見場所の詳細 (例:○●ビル地下 1 階男子トイレ奥から 2 番目、扉内側下部)
- ④内容の詳細
- ⑤材料等(例:太黒マジック)
- ⑥大きさ(全体 Ocm×Ocm)
- (7)その他特記すべきこと(周囲の状況、被害の状況など)

#### 4. 被害届·処理·報告

①警察への被害届の提出をお願いします。

施設管理者は、できる限り被害届(器物破損・名誉毀損)の提出を検討してください。

- \* 警察は、具体的な被害者・被害金額がない場合には被害届を受理せず、相談として受ける場合もあります。
- ②関係者(人権・男女共同参画推進室か名張市人権センター)と協議後、すみやかに処理をお願いします。

関係者の現場確認や、警察の現場検証が終了後、速やかに落書きを消去してください。

③処理結果の報告をお願いします。

処理した結果を関係先に報告してください。(できれば写真を添えてください。)

#### 5. 管理·点検

差別的な落書きが発生しないよう、日頃から管理・点検をお願いします。

- ・職場内でも人権に関わる学習に取り組み、差別を許さない人と人の絆の輪をつく りましょう。
- ・人を差別したり、誹謗・中傷する落書きは重大な人権侵害です。みんなで協力し、 落書きのない明るい社会にしましょう。